

新城市看護師修学資金貸与制度の概要

この制度は、看護師を養成する学校等に在学している方で、卒業後に市内の医療機関において看護師の業務に従事しようとする方に対し、予算の範囲内でその修学に必要な資金を貸与することにより、市内に所在する医療機関における看護師の確保を図り、もって地域における医療の充実に資することを目的としています。

1. 貸与対象者

次のすべての要件を満たす方が対象です。

- (1) 看護師を養成する大学、学校または養成所（以下「養成施設」という。）に在学していること。
- (2) 市内に居住若しくは在学していること。
- (3) 養成施設を卒業後、1年2月以内に看護師の免許を取得し、勤務することを誓約した市内医療機関（以下「誓約医療機関」という。）において看護師として勤務する意思があること。

2. 貸与金額

(1) 市内の養成施設に在学し、新城市民病院を除く市内医療機関に従事しようとする者	月額10万円以内
(2) 市内の養成施設に在学し、新城市民病院に従事しようとする者	月額5万円以内
(3) 市外の養成施設に在学する者	月額3万円以内

※(2)に該当する方は、新城市民病院が運用する看護師等修学資金制度とあわせて貸与を受けることができます。

3. 貸与期間

貸与契約書に定められた月から養成施設の正規の修学期間を修了する月まで。

4. 貸与方法

原則として、毎月15日に当該月分を指定口座に振り込みます。

5. 貸与の申請

新城市看護師等修学資金貸与申請書に次の書類を添付してください。

- (1) 履歴書
- (2) 身上調書
- (3) 在学証明書
- (4) 健康診断書（申請の日前2月以内に作成されたもの）
- (5) 世帯全員の住民票の写し又は戸籍全部事項証明書
- (6) 保証人となるべき者の保証書
- (7) 個人情報の共有に関する同意書 ※新城市民病院に勤務を希望する者のみ

6. 申請受付期間

4月10日（水）～4月30日（火）

7. 保証人

- ・独立の生計を営む成年者で、かつ債務を弁済する能力を有する者の中から2人。
- ・申請者が未成年であるときは、保証人のうち1人を親権者または後見人とする。
- ・保証人は、修学資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担する。

- ・市税等を滞納していないこと。

8. 選考

書類審査及び面接により市長が貸与の可否を決定し、申請者に通知します。

9. 現況報告

返還の債務を負うことがなくなるまで毎年10月1日における現況を記載した現況届を、当該年の10月15日までに市長に提出してください。

10. 借用証書の提出

契約を解除されたとき、又は養成施設を卒業したときは、直ちに提出してください。

11. 返還の免除

次の各号のいずれかに該当する場合は、修学資金の返還の債務を免除します。

- (1) 卒業した日から起算して1年2月以内に看護師の免許を取得し、直ちに誓約医療機関において看護業務に従事し、その従事期間が修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間に達したとき。
- (2) 誓約医療機関で業務従事期間中に死亡したとき、またはその他特別の理由があると市長が認めたととき。
- (3) 養成施設在学中に死亡したとき。

12. 返還

次の各号のいずれかに該当する場合は、修学資金の返還が必要となります。

- (1) 修学資金を貸与する旨の契約が解除されたとき。
- (2) 修学資金の貸与を受けて養成施設を卒業した日から起算して1年2月以内に看護師の免許を取得しなかったとき。
- (3) 修学資金の貸与を受けて養成施設を卒業した日から起算して1年2月以内に看護師の免許を取得した後、直ちに誓約医療機関において看護業務に従事しなかったとき。
- (4) 修学資金の返還の債務の免除を受ける前に、誓約医療機関において看護業務に従事しなくなったとき。

13. 返還の猶予

次の各号のいずれかに該当する場合は、修学資金の返還が一定期間猶予されます。

- (1) 修学資金を貸与する旨の契約が解除された後も引き続き養成施設に在学しているとき。
- (2) 誓約医療機関において看護業務に従事しているとき。
- (3) 進学、災害、疾病その他特別な事情により修学資金の返還が困難であるとき。

14. 利息・遅延金

修学資金には利息を付さない。ただし、修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、新城市税外収入に係る延滞金に関する条例の規定により計算した金額を加算して納付しなければなりません。

※医療機関とは・・・市内に所在する医療法第1条の5に規定する病院又は診療所

◆貸与申請を行う前に必ずお読みください

貸与を希望される方は、貸与であるという趣旨を理解していただき、返還免除の事由に該当しないときの負担をもう一度よく考えた上で、卒業後の進路を十分検討してから申請してください。

修学資金の貸与の決定は就職を保証するものではありません。就職には別に実施される採用選考に合格する必要があります。

申請・届出に必要な書類一覧

以下に該当する事由が生じた場合は、速やかに必要書類を提出してください。

■申請の手続き（様式1、2、3は同封しています）

主な事由	必要な書類
貸与申請	<ul style="list-style-type: none">・看護師修学資金貸与申請書（様式第1）・履歴書・身上調書（様式第2）・在学証明書・健康診断書（申請の日前2月以内に作成されたもの）・世帯全員の住民票の写し又は戸籍全部事項証明書・保証書（様式第3）

■在学中の手続き

主な事由	必要な書類
貸与の決定を受けたとき。	<ul style="list-style-type: none">・看護師修学資金貸与誓約書（様式第6）・口座振替依頼書
貸与契約の締結	<ul style="list-style-type: none">・看護師修学資金貸与契約書（様式第5）
毎学年の終了後	<ul style="list-style-type: none">・当該学年における学業成績を証する書面
修学資金の貸与を辞退するとき。	<ul style="list-style-type: none">・借用証書（様式第7）・看護師修学資金返還計画書（様式第9）・看護師修学資金貸与辞退届（様式第15）
住所・氏名・在学状況に異動があったとき。	<ul style="list-style-type: none">・看護師修学資金身分異動届（修学生）（様式第13）
退学したとき。	<ul style="list-style-type: none">・借用証書（様式第7）・看護師修学資金返還計画書（様式第9）・看護師修学資金身分異動届（修学生）（様式第13）
修学資金を貸与契約が解除された後も引き続き養成施設に在学しているとき。	<ul style="list-style-type: none">・看護師修学資金返還猶予申請書（様式第11）
保証人の住所・氏名に異動があったとき、又は保証人を変更するとき。	<ul style="list-style-type: none">・看護師修学資金保証人異動届（様式第14）

■卒業後の手続き

主な事由	必要な書類
養成施設を卒業したとき。	<ul style="list-style-type: none">・借用証書（様式第7）・養成施設卒業（修了）届（様式第17）
看護師の免許を取得したとき。	<ul style="list-style-type: none">・看護師免許取得届（様式第18）
市内医療機関において看護業務に従事したとき。	<ul style="list-style-type: none">・看護師修学資金返還猶予申請書（様式第11）・業務従事開始届（様式第19）

■卒業後の手続き（つづき）

主な事由	必要な書類
毎年 10 月 1 日における現況について報告するとき（返還の債務を負うことがなくなるまで）。	・現況届（様式第 12）
返還の免除を受けようとするとき。	・看護師修学資金返還免除申請書（様式第 10）
卒業後、他の養成施設へ進学したとき。	・就業延期申請書（様式第 8） ・当該期間内に就業することができない旨を証するに足りる書面 ・看護師修学資金返還猶予申請書（様式第 11）
卒業後、1 年 2 月以内に看護師の免許を取得しなかったとき。	・看護師修学資金返還計画書（様式第 9）
市内医療機関において看護業務に従事しなかったとき。	・看護師修学資金返還計画書（様式第 9）
就業後、看護業務に従事しなくなったとき。	・看護師修学資金返還計画書（様式第 9） ・業務従事廃止届（様式第 21）
休職（療養、産休、育休等）又は復職したとき。	・看護師修学資金返還猶予申請書（様式第 11） ・看護師修学資金身分異動届(借受者)（様式第 16）
従事する市内医療機関を変更したとき。	・医療機関変更届（様式第 20）
住所・氏名・在職状況に異動があったとき。	・看護師修学資金身分異動届(借受者)（様式第 16）
保証人の住所・氏名に異動があったとき、又は保証人を変更するとき。	・看護師修学資金保証人異動届（様式第 14）

■その他の手続き

主な事由	必要な書類
修学生又は借受者が、死亡し、又は失踪したとき。	・看護師修学資金返還免除申請書（様式第 10） ・死亡・失踪届（様式第 22）

- ※ 各申請書・届出書の修正は、二重線で訂正のうえ、訂正印を押してください。
（修正液・修正テープは使用不可）
- ※ 印鑑は必ず朱肉使用のものを押印してください。（シャチハタ等ゴム印は無効です）
- ※ 修学資金制度についてご不明な点がありましたら、下記までご連絡ください。

■提出先及び問い合わせ先

〒441-1301 新城市矢部字上ノ川1 番地 8
（新城保健センター内）

新城市健康福祉部 地域医療支援室

電 話 0536-25-7210

FAX 0536-24-9008

E-mail chiiki-iryo@city.shinshiro.lg.jp